

日本災害復興学会会則

第1章 総則

[名称]

第1条 本会は、日本災害復興学会（Japan Society for Disaster Recovery and Revitalization）と称する。

[本部・支部]

第2条 本会には本部を置く。必要に応じ理事会の承認を経て支部を置くことができる。

[目的]

第3条 本会は災害復興学の確立と研究の向上に努めるとともに、被災体験の継承・被災地への支援と交流をはかり、被災地の再建、被災者の再起に資することを目的とする。

[事業]

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害復興に関する学術的調査研究
- (2) 被災地・被災者の支援、交流
- (3) 研究発表会及び講演会の開催
- (4) 機関誌・その他刊行物の発行
- (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (6) 災害復興学の普及・教育の推進
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第2章 会員

[種別]

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 災害復興にかかる研究・実践活動に従事する者、被災地・被災者支援に携わる者、被災体験を語り継ごうとする者、または災害復興に関心を有する者ら個人
- (2) 学生会員 災害復興または被災地・被災者支援等に関心を有する学生・大学院生
- (3) 購読会員 本会の定期刊行物を予約購読する個人、または法人
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または企業、団体

[入会・会費]

第6条 正会員、学生会員または購読会員になろうとする者は、会員の推薦を得なければならない。

2 賛助会員の入会は理事の推薦による。

3 会員は別に定める規定に従い入会金及び会費を納めなければならない。

[資格の喪失]

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。または会員である法人が解散したとき
- (3) 除名されたとき

[退会]

第8条 退会しようとする会員は、退会届を提出しなければならない。この時、未納会費がある場合は、それを全納しなければならない。また、一旦納入された会費は返却しない。

[除名]

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この学会の名誉を傷つけ、またはこの学会の目的に反する行為があったとき

(2) この学会の会員としての義務に違反したとき

第3章 役員及び職員

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内（うち会長1名、副会長2名、総務委員長1名）
- (2) 監事 2名

第11条 役員は、次に定めるところに従って選任する。

- (1) 理事及び監事は、理事会が満70歳未満の正会員の中から推薦し、総会で選任する。
- (2) 会長は理事の互選とし、総会で承認する。
- (3) 副会長、総務委員長は会長が指名する。

2 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

[理事の職務]

第12条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、または会長が欠けたときは、その職を代行する。
- 3 総務委員長は、会長、副会長を補佐し、総務委員会を主宰し、会務を処理する。
- 4 理事は理事会を組織して、学会の会則に定めるもののほか、この学会の総会の権限に属せしめられた事項以外の会務を処理する。

[監事の職務]

第13条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること
- 2 監事は理事会に出席することができ、また理事会で意見を述べることができる。ただし議決には加わらない。

[任期]

第14条 本会の役員の任期は2年とし、原則として連続5期を認めない。

- 2 前項の規定にかかわらず会長の任期は2年とし、連続3期を認めない。
- 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。ただし、第15条に基づき、その職を解かれ、解任され、または辞任した場合はこの限りではない。

[役員の辞任・解任等]

第15条 役員が次の各号の一に該当する事由が発生したときは、役員は、任期満了前であっても当然にその職を解かれるものとする。

- (1) 正会員ではなくなったとき
 - (2) 満70歳に達したとき
 - (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- 2 役員が次の各号の一に該当するときは、理事の過半数の議決により、会長がこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 3 前条に定める任期中に、役員が辞任しようとするときは、理事の過半数の議決により、その承認

を得なければならない。

- 4 本条に基づき、役員の職を解かれ、または解任され、第10条に定める定数を満たさなくなった場合は、当該事由が発生したときから30日以内に、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

[報酬]

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については有給とすることができます。

- 2 役員の報酬は理事会の議決を経て、会長が定める。

[職員]

第17条 本会の事務を処理するため、必要な事務局を置く。事務局については別途定める。

[特別顧問]

第17条の2 必要に応じ、本会に特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、理事会の発議で選任し、総会で承認する。

- 3 特別顧問は、理事会の求めに応じ、本会の活動・事業に対し意見を述べることができる。

第4章 会議

[会議]

第18条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、定時及び臨時に開催するものとする。

[総会]

第19条 定時総会は年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。

第20条 臨時総会は、理事会が必要と認めた時に会長がこれを招集する。

- 2 正会員の10分の1以上の者が審議事項を示して開催を要求したときには、会長は30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 会則第13条第1項第4号に従い審議事項を示して監事が開催を要求したときには、会長は30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第21条 総会は正会員及び学生会員の総数の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

[総会の議長]

第22条 総会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。

[総会の議決事項]

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

[総会の定足数等]

第24条 総会は、正会員及び学生会員の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の正会員に代理人として評決を委任した者は出席者と見なす。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

[会員への通知]

第25条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

[理事会の構成]

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

[理事会の招集等]

第27条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会の構成員の3分の1以上の者が、審議事項を示して開催を要求したときは、会長は理事会を10日以内に招集しなければならない。

4 会則第13条第1項第4号に従い監事が、審議事項を示して開催を要求したときは、会長は理事会を10日以内に招集しなければならない。

[理事会の議決事項]

第28条 理事会は、会長を補佐して次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会議決を要しない業務の執行に関する事項

[理事会の定足数等]

第29条 理事会は、構成員の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の理事に代理人として評決を委任した者は出席者と見なす。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 委員会・研究会

[委員会]

第30条 本会を円滑に運営するため、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 復興支援委員会
- (4) 学会誌編集委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 学術推進委員会

2 前項に定めるもの以外の委員会の設置・廃止は理事会の議を経て、総会で決定する。

3 各委員会の委員長は、原則として理事の中から会長が指名する。

4 委員会の運営は別に定める委員会規程による。

第5章の2 (削除)

第30条の2 (削除)

[研究会]

第30条の3 本会の目的を達成するために、会員の自発的提案にもとづき、理事会の承認を経て研究会を設置することができる。

第6章 資産及び会計

[資産]

第31条 本会の資産は会費、寄付金及びその他の収入からなるものとする。

[会計年度]

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

[承認]

第33条 毎年度の予算、決算及び財産目録は、総会の承認を受けなければならない。

第7章 会則の改正及び解散

[会則改正]

第34条 本会則の改正は、理事会の議決を経て総会で決定する。

2 総会における会則改正の議決は、出席者の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

[解散]

第35条 本会の解散は、理事会の議決を経て総会で決定する。

2 本会の解散には、総会員の3分の2以上の者の賛成を必要とする。

第8章 補則

第36条 本会則を実施するために、細則を定めることができる。

2 細則の改廃は、理事会の議決を経て総会において承認されなければならない。

附則

第37条 本会則は、2007年2月3日より施行する。

第38条 本会設立時の役員の選出、会費、研究会・委員会の設置については準備委員会において定め、総会においてこれを承認するものとする。

第39条 (削除)

附則（2010年1月10日）

1 改正会則は、2010年1月の総会の議決を経た後、1月10日より施行する。

2 第39条を削除して事務局を廃止し、2010年4月1日より総務委員会を関西学院大学災害復興制度研究所（兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155）に置く。

附則（2010年10月17日）

1 改正規則は、2011年10月の総会の議決を経た後、即日施行する。ただし、本附則第3項は、2010年4月1日に遡及して適用するものとする。

2 改正会則による理事の選出に際しては、改正会則14条1項の施行の際に現に理事であるものについては2011年1月の任期終了時に改正会則による1期を終了したものと看做し、半数のものは当初2年任期としその後改選にあたって4年1期の再任を認め、その余の半数は4年任期のみの任期とする。

3 2010年1月9日付附則2項は、「第39条を廃止し、2010年4月1日より、事務局を関西学院大学災害復興制度研究所（兵庫県西宮市上ヶ原1番町1-155）に置く。」と改正する。

附則（2013年1月13日）

改正会則は、2013年1月の総会の決議を経た後、即日施行する。

附則（2017年10月1日）

改正会則は、2017年10月の総会の決議を経た後、即日施行する。

附則（2022年1月9日）

改正会則は、2022年1月の総会の決議を経た後、即日施行する。